## 北海道檜山振興局告示第1035号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第16号のいかつり漁業(やりいか)につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

制限措置						/# <i>#</i>
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認 可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	備  考
いかつり漁業 (やりいか)	檜海共第2号共同漁業権漁場区域	毎年、2月1日から3月31日まで	― (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:13隻)	20トン未満	檜山振興局管内(八雲町熊 石地区を含む。)に住所を有 する者	
同上	檜海共第4号共同漁業権漁場区域	同上	― (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:5隻)	同上	同上	
同上	檜海共第6号共同漁業権漁場区域	同上	ー (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:隻)	同上	同上	
同上	檜海共第8号共同漁業権漁場区域	同上	― (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:隻)	同上	同上	
同上	檜海共第10号共同漁業権漁場区域	同上	― (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:隻)	同上	同 上	
同上	檜海共第12号共同漁業権漁場区域	同上	― (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	同上	同上	
同上	檜海共第14号共同漁業権漁場区域	同上	― (許可又は起業の認可を受けている船舶の数4隻)	同上	同上	
同上	檜海共第16号共同漁業権漁場区域	同上	ー (許可又は起業の認可を受けている船舶の数: 17隻)	同上	同上	